

第4章

福祉教育



1. 出前講座

【実施主体:市、社会福祉協議会】

【現状と課題】

地域福祉の実践には、市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉推進協議会などの関係者だけが活動するのではなく、地域住民の参加が必要不可欠です。

本計画においては、福祉推進協議会の位置づけや役割を明らかにし、各地域の福祉推進協議会が主体となって地域における福祉課題の解決に向けた実践活動を行っていただくという整理を行いました。

今後は、地域住民が、地域福祉の意義や福祉推進協議会の活動などを理解したうえで、福祉推進協議会をはじめとする地域の福祉活動に自主的に参加していくことが求められます。

【今後の方針】

地域住民による福祉活動への自主的な参加が図られるよう、地域の団体や学校などに市や社会福祉協議会の職員が出向き、地域福祉の意義の普及啓発や福祉推進協議会の実践活動例の紹介などを行います。

【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
講座実施回数 (累計実施回数)	3回 (3回)	4回 (7回)	5回 (12回)	5回 (17回)	5回 (22回)
講座受講者数 (累計受講者数)	45人 (45人)	60人 (105人)	75人 (180人)	75人 (255人)	75人 (330人)

2. 地域福祉講演会

【実施主体:社会福祉協議会】

【現状と課題】

地域が一体となって地域福祉を推進するためには、地域住民の参加に加え、保健・医療・福祉の分野における事業所やNPO法人、ボランティア団体など様々な機関や団体が連携することも必要です。地域福祉講演会は、このような多くの関係者の方々に、地域福祉への理解と关心を深めていただくことを目的として開催しています。

なお、このような取組みや考え方を効果的に浸透させていくには、年次ごとに、テーマを絞って実施していくことが望まれます。

【今後の方針】

今後5年間で、地域包括ケア、医療と福祉の連携、地域における福祉実践活動、社会保障制度の現状と課題、成年後見制度など、地域福祉に関わる様々な分野の中から、年度ごとに最もふさわしいテーマを取り上げ、講演会を実施していくこととします。

また、地区福祉推進協議会と連携し、より参加しやすい場所での講演会の実施を推進します。

【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
講演会の実施回数 (累計実施回数)	1回/2カ所 (1回/2カ所)	1回/2カ所 (2回/4カ所)	1回/3カ所 (3回/7カ所)	1回/3カ所 (4回/10カ所)	1回/3カ所 (5回/13カ所)

※箇所数は、同じ内容の講演会を複数箇所で開催することを意味します。

3. 階層別福祉教育(若年層・成人層・高齢層)

【実施主体:社会福祉協議会】

【現状と課題】

これまで社会福祉協議会で実施した福祉教育の大半は、高齢者の疑似体験や視覚障がい者に対する手引き歩行の手法を学ぶアイマスク体験など、障がい者や高齢者の気持ちや生活を学ぶことよりも、単に身体的な不自由さを体験させることなど、福祉体験に焦点化したものを福祉教育として推進してきた経緯があります。

つまり、高齢者や障がい者が持つ不自由さだけを体験させることによって「お年寄りや障がいを持った方々に対して優しくしましょう」という、昔ながらの狭い福祉観を与えるだけで、高齢者や障がい者に対する尊厳や存在の尊さを芽生えさせる福祉教育ではなかつたのかもしれません。

したがって、今後の福祉教育は、単に車いすの押し方、手引き歩行の仕方など福祉の知識や技術を伝えるだけではなく、「違い」の理解や「個」の尊重などに気づき、福祉の価値を子どもたちや地域の方々と一緒に考えていくことができるよう進めていくことが重要です。

【今後の方針】

単に疑似体験に特化するのではなく、高齢者や障がい者、地域住民、学校等とともに、ボランティア活動などの社会体験の場や相互に学びあう機会を提供することで、人間の価値や尊厳を見出しながら福祉問題の解決に主体的に取り組むこころを育てることができるよう、ノーマライゼーション*を基軸とした福祉教育プログラムを階層別に実施していきます。

【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
階層別福祉教育 (若年層・成人層 ・高齢層)	福祉教育プログラム開発検討委員会の設置及び定期開催	階層別福祉教育プログラムの策定	プログラムの試行的実施及び検証 (階層別に実施)	・福祉教育プログラムマニュアル作成、本格実施 ・全小中高学校及び各種団体へ配付	実施状況等追跡調査の実施

4. 地域における人材育成

【実施主体:社会福祉協議会】

【現状と課題】

地域福祉の主役は言うまでもなく地域住民です。福祉推進協議会は、社会福祉協議会のサテライトであると同時に、福祉を希求する住民の総体と言えます。

このような地域における住民や福祉関係者等との連携の中で、地域福祉に関する考え方を理解し、実践できる地域基盤を構築していくのが社会福祉協議会の役割ですが、33地区の全てに社会福祉協議会職員が出向いてこれを行うことは現実的ではありません。各地域に、社会福祉協議会の役割を十分に理解し、活動につなげていくための人材が育成され、このような人材が社会福祉協議会と一体となってコミュニティソーシャルワークの一端を担っていくことが最も効率的で、効果が高いものと考えられます。

全市民が、このような人材となることが福祉社会の理想であると言えますが、現実的には、このような人材は、地道な研修等を積み重ね、少しずつ数を増やしていかなければなりません。

【今後の方針】

地域において、地域福祉を推進するための人材を育成していくこととします。具体的には、階層別福祉教育プログラムに基づき、地域福祉の推進役となりえる質の高い人材を福祉推進協議会と連携して育成します。そのため、各地域で研修会等を開催するなど地域福祉に理解のある人材のすそ野を広げ、当該育成された人材との連携の中で、社会福祉協議会の活動が、市全域において効率的かつ効果的に繰り広げることができる体制を構築します。